

# 申請に必要な書類

社会福祉法人以外と、社会福祉法人で、必要書類が異なります。



社会福祉法人以外

必要書類	個人	事業者	組合等管理	☑
1 市川市電気自動車等導入費補助金交付申請書(請求書)	○	○	○	□
2 住民票の写し ※申請書で市長が記録を確認することに同意をする場合、本書類は不要	○	-	-	□
3 市内で事業を営んでいることを証する書類の写し【個人事業主】 ※個人事業の開業・廃業等届出書(控)等	-	○ (個人事業主)	-	□
4 市内に事務所又は事業所を有していることを証する書類の写し【法人】 ※法人登記事項証明書等	-	○ (法人)	-	□
5 管理組合等の規約等の写し	-	-	○	□
6 管理組合等の代表者が選任されたことを証する書類の写し	-	-	○	□
7 代表者が本人であることを証する書類の写し ※代表者の運転免許証等	-	-	○	□
8 市税の滞納がないことを証する書類の写し ※申請書で市長が市税の納付状況を確認することに同意をする場合、本書類は不要	○	○	○	□
9 契約書等の写し ※申請者名、製品名、日付、金額及びその内訳が記載されているもの	○	○	○	□
10 【電気自動車/電動バイク】自動車検査証(自動車検査証記録事項等)の写し	○	○	○	□
11 【V2H充電設備】未使用であることを証する書類の写し ※メーカー発行の保証書	○	○	○	□
12 補助対象経費の支払を証する書類の写し ※領収書等	○	○	○	□
13 設置場所で撮影したカラー写真	○	○	○	□

社会福祉法人

必要書類	☑
1 市川市社会福祉法人助成申請書	□
2 市内に事務所又は事業所を有していることを証する書類の写し※法人登記事項証明書等	□
3 市税の滞納がないことを証する書類の写し ※申請書で市長が市税の納付状況を確認することに同意をする場合、本書類は不要	□
4 見積書の写し ※型式、費用が記載されているもの	□
5 市川市社会福祉法人助成事業実績報告書	□
6 【電気自動車/電動バイク】自動車検査証(自動車検査証記録事項等)の写し	□
7 設置場所で撮影したカラー写真	□
8 契約書の写し ※申請者名、製品名、日付、金額及びその内訳が記載されているもの	□
9 【V2H充電設備】未使用であることを証する書類の写し ※メーカー発行の保証書等	□
10 補助対象経費の支払を証する書類の写し ※領収書等	□
11 市川市社会福祉法人補助金等交付請求書	□

※状況に応じて、その他の書類の提出を求める場合があります。詳細は、申請の手引きをご確認ください。

申請・お問い合わせ先

市川市 環境部 総合環境課  
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

市川市 電気自動車等導入費補助金

検索



令和8年度  
募集

市川市

# 電気自動車等導入費補助金

最大  
5万円

脱炭素社会の実現に向けて、  
電気自動車等の普及を加速させるため、  
電気自動車、電動バイクの購入費  
電気自動車と住宅等の間で相互に  
電力を供給できるV2H 充電設備の設置費等  
の一部を補助します。



## 補助対象者

市民(個人) ※V2H 充電設備は共同住宅の管理組合なども申請可

- 補助対象自動車等を購入し、所有・使用している市川市に住民票がある者(住民基本台帳に記録されている者)※1
- 市民税、固定資産税、都市計画税、軽自動車税の滞納がないこと
- 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること

※1 ・電気自動車、電動バイクは所有権留付ローン又は残価設定型ローンで購入し、所有者が販売店・ファイナンス会社等である場合も対象  
・リースにより導入し、所有者がリース会社となる場合も対象

市内事業者(法人・個人事業主)

- 補助対象自動車等を購入し、使用する事業所等の所在地が市川市内であること ※2
- 市民税、固定資産税・都市計画税、軽自動車税の滞納がないこと
- 市が調査のためにデータ提供等の依頼をした際に協力すること

※2 ・電気自動車、電動バイクは所有権留付ローン又は残価設定型ローンで購入し、所有者が販売店・ファイナンス会社等である場合も対象  
・リースにより導入し、所有者がリース会社となる場合も対象  
・自動車販売業者が展示車、試乗車等の販売促進活動で使用する車両：対象外  
・カーシェア用の車両及びレンタカー用の車両：対象外

## 申請期間

2026 5.7 ≫ 2027 3.31 必着

※先着順(予算が無くなり次第申請の受付を終了します)

## 申込方法

持参又は郵送



市川市 環境部 総合環境課  
〒272-8501 千葉県市川市南八幡2丁目20番2号 TEL 047-712-5782

# 補助対象メニュー



脱炭素社会の実現に向けて、二酸化炭素排出量の削減に寄与する電気自動車の普及を加速させるため、電気自動車、又は電動バイクの購入費の一部、電気自動車と住宅等の間で相互に電力を供給できるV2H充放電設備設置費の一部を補助する事業です。

※「市川市スマートハウス関連設備導入費補助金」でも補助が受けられる場合がありますので、ご確認ください。

補助対象項目	補助対象要件	補助金額
<p><b>1</b> 電気自動車</p>	<p>(1) 新車（中古輸入車の初度登録は除く）で購入し、自動車検査証における記載が以下のもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>燃料の種類が「電気」であること</li> <li>使用の本拠の位置が市川市であること</li> </ul> <p>(2) 普通自動車、小型自動車、軽自動車(超小型モビリティを含む)であり、国補助金※3 の対象であること</p> <p>※ハイブリッド自動車、プラグインハイブリッド自動車、燃料電池自動車は対象外</p> <p>(3) 展示車、試乗車等として使用しないこと</p> <p>※3 令和6年度以降に一般社団法人次世代自動車振興センターにより実施される国の補助事業</p>	<p>一般社団法人次世代自動車振興センターによる</p> <p>令和6年度以降の補助金の1/4 (上限5万円)</p> <p>※1,000円未満は切り捨て ※過去の年度の申請も含め、申請者1人につき1台まで (事業者が申請する場合は3台まで)</p>
<p><b>2</b> 電動バイク</p>	<p>(1) 新車で購入した電動バイク</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>使用の本拠の位置が市川市であること</li> </ul> <p>(2) 国補助金※4 の対象とされているミニカー、側車付2輪自動車又は原動機付自転車であること</p> <p>※電動キックボード、立乗式電動スクーター、電動自転車などは対象外</p> <p>(3) 展示車、試乗車等として使用しないこと</p> <p>※4 令和6年度以降に一般社団法人次世代自動車振興センターにより実施される国の補助事業</p>	<p>本体の購入費又は2万円のいずれか低い額</p> <p>※1,000円未満は切り捨て ※過去の年度の申請も含め、申請者1人につき1台まで (事業者が申請する場合は3台まで)</p>
<p><b>3</b> V2H充放電設備</p>	<p>(1) 電気自動車等への充電及び電気自動車から分電盤を通じた住宅等への電力供給が可能なものであり、国補助金※5 の対象であること</p> <p>(2) 次のいずれかに該当する市内の住宅等に設備を設置すること</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>申請者自らが所有・居住する市内住宅</li> <li>申請者が使用する市内事業所等</li> <li>※同一会社の複数事業所への設置は不可</li> <li>共同住宅の管理組合が管理する共同住宅</li> </ul> <p>※5 令和6年度以降に一般社団法人次世代自動車振興センターにより実施される国の補助事業</p>	<p>本体の購入費又は5万円のいずれか低い額</p> <p>※1,000円未満は切り捨て ※過去の年度の申請も含め、申請者1人につき1台まで (事業者が申請する場合は1台まで)</p>

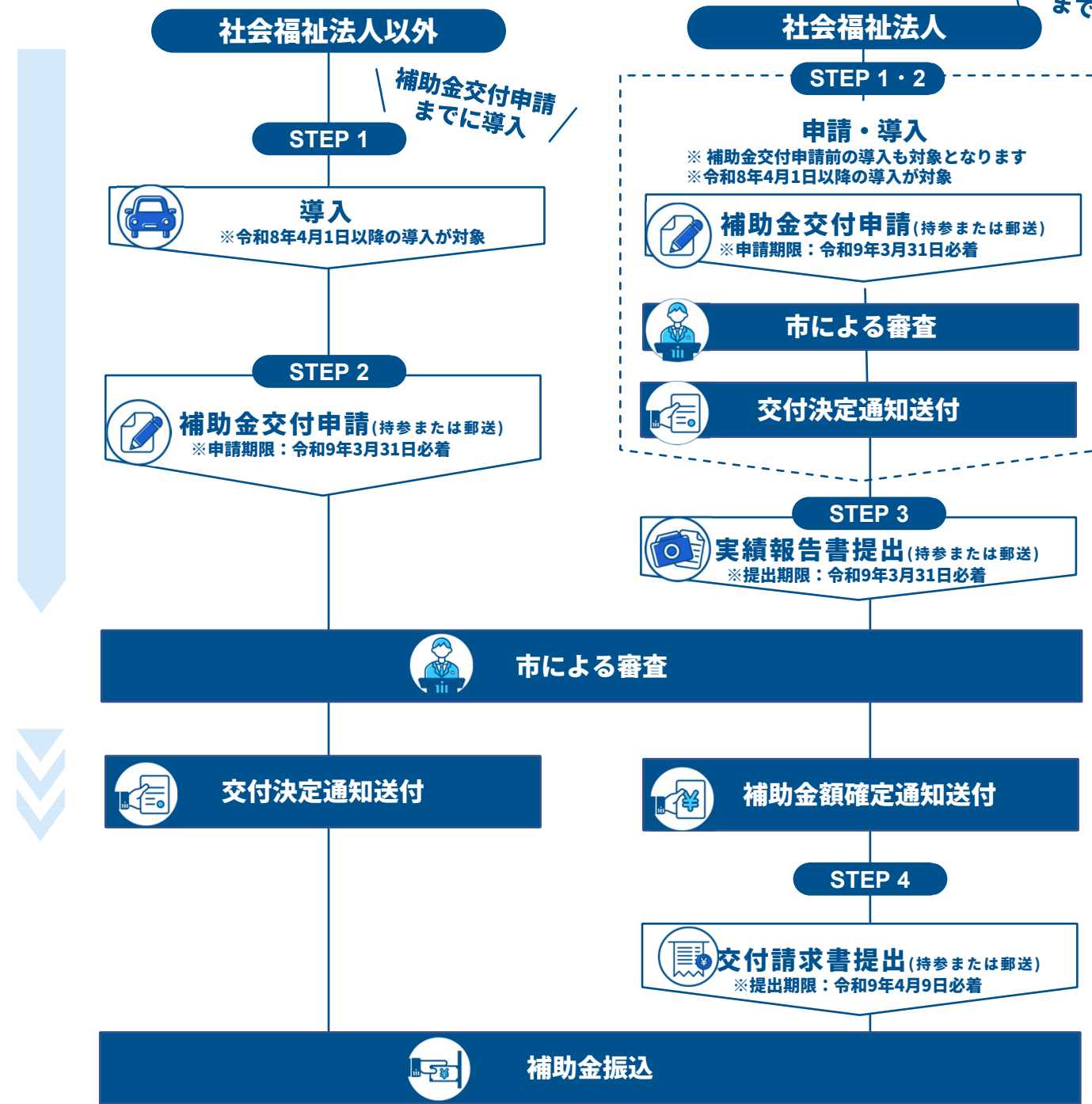
※要件等の詳細は申請の手引きをご確認ください。

# 申請手続きの流れ



社会福祉法人以外と、社会福祉法人で、手続きの手順が異なります。

実績報告書提出  
までに導入



## 処分の制限について

この補助金の補助対象となった電気自動車等を以下の制限期間に市外への所在変更や処分※6 する場合は、事前に市の承認を受ける必要があります。処分制限期間前に処分等を行った場合は、期間に応じて補助金の返還を求める場合があります。

※6「処分」とは、譲渡、交換、貸し付け、または担保に供する等

補助対象項目	処分制限期間
① 電気自動車	4年
② 電動バイク	3年
③ V2H充放電設備	5年